

刈谷市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

刈谷市長 稲 垣 武

## 刈谷市条例第 1 号

### 刈谷市行政手続条例の一部を改正する条例

刈谷市行政手続条例（平成 9 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 3 項中「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 1 6 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 2 2 条第 3 項中「第 1 5 条第 3 項」及び「同条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第 2 9 条中「第 1 5 条第 3 項及び」の次に「第 4 項並びに」を加え、「同項第 3 号」を「同条第 4 項中「第 1 項第 3 号」に、「同条第 3 号」を「第 2 8 条第 3 号」に、「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に、「第 1 5 条第 3 項後段」を「第 1 5 条第 4 項後段」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 5 月 2 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の刈谷市行政手続条例の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

刈谷市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

刈谷市長 稲 垣 武

## 刈谷市条例第 2 号

刈谷市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

刈谷市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和 5 5 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものをいう。）の交付を受けた登録者が印鑑登録証明書交付申請書に個人番号カードを添えて申請する場合は、印鑑登録証の添付を要しない。

第 1 0 条第 2 項中「、印鑑登録証」の次に「(前項ただし書の規定により個人番号カードを添えて申請された場合にあっては、個人番号カード)」を加える。

第 1 0 条の 2 第 1 項中「前条第 1 項」を「前条第 1 項本文」に改める。

第 1 0 条の 3 中「(平成 1 4 年法律第 1 5 3 号)」を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

刈谷市就学前の子どものための教育・保育施設の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

刈谷市長 稲 垣 武

### 刈谷市条例第 3 号

刈谷市就学前の子どものための教育・保育施設の設置に関する条例の一部を改正する条例

刈谷市就学前の子どものための教育・保育施設の設置に関する条例（平成 3 1 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 1 5 条」を「第 1 6 条」に改める。

第 1 5 条を第 1 6 条とし、第 1 4 条の次に次の 1 条を加える。

（利用料金）

第 1 5 条 児童福祉法第 3 4 条の 1 5 第 1 項の規定により行う乳児等通園支援事業により刈谷市立あおば保育園又は刈谷市立おがきえ保育園を利用する児童の保護者は、指定管理者に刈谷市立あおば保育園又は刈谷市立おがきえ保育園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、1 時間につき 2 0 0 円を超えない範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。ただし、規則で定める者の利用料金は、0 円とする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を指定管理者の収入として收受させるものとする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

刈谷市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

刈谷市長 稲 垣 武

#### 刈谷市条例第 4 号

刈谷市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 5 4 条の 3 において準用する法第 4 6 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第 3 0 条の 2 0 第 1 項に規定する特定乳児等通園支援をいう。）を行う事業をいう。）の運営の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第 2 条 法第 5 4 条の 3 において準用する法第 4 6 条第 2 項に規定する条例で定める基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 9 5 号）に定めるところによる。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

刈谷市児童発達支援センター条例をここに公布する。

令和8年3月25日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第5号

刈谷市児童発達支援センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、刈谷市児童発達支援センター（以下「児童発達支援センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 心身の発達に支援が必要な児童の福祉の増進を図るため、児童発達支援センターを設置する。

2 児童発達支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 刈谷市児童発達支援センター

(2) 位置 刈谷市若松町4丁目33番地

(事業)

第3条 児童発達支援センターは、次に掲げる事業を行う。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関すること。

(2) 法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関すること。

(3) その他心身の発達に支援が必要な児童の福祉の増進を図るために市長が必要と認めたこと。

(利用の制限)

第4条 市長は、児童発達支援センターを利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限することができる。

(1) 感染症又は悪性の疾患を有するとき。

(2) 療育支援体制に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(3) 児童発達支援センターの管理運営上支障を及ぼすおそれがあるとき。

(使用料)

第5条 第3条第1号又は第2号に掲げる事業により児童発達支援センターを利用

する児童の保護者は、市長に法第21条の5の3第2項第2号に規定する額を使用料として納付しなければならない。

(損害賠償)

第6条 児童発達支援センターを利用する者は、故意又は過失により建物又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年1月29日から施行する。ただし、第3条第1号及び第2号、第4条、第5条並びに次項の規定は、同年4月1日から施行する。

(刈谷市ふれあいの里条例の一部改正)

2 刈谷市ふれあいの里条例（平成8年条例第36号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2節 刈谷市立しげはら園（第6条・第7条）」を「第2節 削除」に改める。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第2章第2節を次のように改める。

第2節 削除

第6条及び第7条 削除

第12条中「児童福祉法」の次に「(昭和22年法律第164号)」を加える。

第29条中「(しげはら園を除く。以下同じ。)」を削る。

第31条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「第4条第2号から第4号まで」を「第4条各号」に、「規定する」を「掲げる」に改め、同項を同条第1項とし、同条中第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

刈谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第 6 号

刈谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

刈谷市国民健康保険税条例（昭和 3 5 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

（4）子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第 2 条に次の 1 項を加える。

5 第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、1 8 歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、当該加算した額が 3 万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3 万円とする。

第 3 条第 1 項中「1 0 0 分の 7. 0 6」を「1 0 0 分の 7. 9 7」に改める。

第 4 条中「3 1, 4 0 0 円」を「3 4, 0 0 0 円」に改める。

第 5 条第 1 号中「第 7 条の 2」の次に「、第 9 条の 6」を加え、「2 0, 7 0 0 円」を「2 1, 8 0 0 円」に改め、同条第 2 号中「1 0, 3 5 0 円」を「1 0, 9 0 0 円」に改め、同条第 3 号中「1 5, 5 2 5 円」を「1 6, 3 5 0 円」に改める。

第 6 条中「1 0 0 分の 2. 5 8」を「1 0 0 分の 2. 8 7」に改める。

第 7 条中「1 1, 0 0 0 円」を「1 2, 1 0 0 円」に改める。

第 7 条の 2 第 1 号中「6, 9 0 0 円」を「7, 8 0 0 円」に改め、同条第 2 号中「3, 4 5 0 円」を「3, 9 0 0 円」に改め、同条第 3 号中「5, 1 7 5 円」を「5,

850円」に改める。

第8条中「100分の2.32」を「100分の2.44」に改める。

第9条中「11,800円」を「12,200円」に改める。

第9条の2中「5,700円」を「6,000円」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の3 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,200円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者(法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の6 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 700円

(2) 特定世帯 350円

(3) 特定継続世帯 525円

第12条第1項の表に次のように加える。

第9期 翌年3月16日から同月31日まで

第23条第1項中「26万円)並びに」を「26万円)、」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号ア中「21,980円」を「23,800円」に改め、

同号イ（ア）中「14,490円」を「15,260円」に改め、同号イ（イ）中「7,245円」を「7,630円」に改め、同号イ（ウ）中「10,868円」を「11,445円」に改め、同号ウ中「7,700円」を「8,470円」に改め、同号エ（ア）中「4,830円」を「5,460円」に改め、同号エ（イ）中「2,415円」を「2,730円」に改め、同号エ（ウ）中「3,623円」を「4,095円」に改め、同号オ中「8,260円」を「8,540円」に改め、同号カ中「3,990円」を「4,200円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 840円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 490円

（イ）特定世帯 245円

（ウ）特定継続世帯 368円

第23条第1項第2号中「305,000円」を「31万円」に改め、同号ア中「15,700円」を「17,000円」に改め、同号イ（ア）中「10,350円」を「10,900円」に改め、同号イ（イ）中「5,175円」を「5,450円」に改め、同号イ（ウ）中「7,763円」を「8,175円」に改め、同号ウ中「5,500円」を「6,050円」に改め、同号エ（ア）中「3,450円」を「3,900円」に改め、同号エ（イ）中「1,725円」を「1,950円」に改め、同号エ（ウ）中「2,588円」を「2,925円」に改め、同号オ中「5,900円」を「6,100円」に改め、同号カ中「2,850円」を「3,000円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 600円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 350円

（イ）特定世帯 175円

（ウ）特定継続世帯 263円

第23条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号ア中「6,280円」を「6,800円」に改め、同号イ（ア）中「4,140円」を「4,360円」に改め、同号イ（イ）中「2,070円」を「2,180円」に改め、同号イ（ウ）中「3,105円」を「3,270円」に改め、同号ウ中「2,200円」を「2,420円」に改め、同号エ（ア）中「1,380円」を「1,560円」に改め、同号エ（イ）中「690円」を「780円」に改め、同号エ（ウ）中「1,035円」を「1,170円」に改め、同号オ中「2,360円」を「2,440円」に改め、同号カ中「1,140円」を「1,200円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 240円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 140円

（イ）特定世帯 70円

（ウ）特定継続世帯 105円

第23条第2項第1号ア中「4,710円」を「5,100円」に改め、同号イ中「7,850円」を「8,500円」に改め、同号ウ中「12,560円」を「1

3, 600円」に改め、同号エ中「15, 700円」を「17, 000円」に改め、同項第2号ア中「1, 650円」を「1, 815円」に改め、同号イ中「2, 750円」を「3, 025円」に改め、同号ウ中「4, 400円」を「4, 840円」に改め、同号エ中「5, 500円」を「6, 050円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号キに規定する額を減額した世帯 180円
- イ 前項第2号キに規定する額を減額した世帯 300円
- ウ 前項第3号キに規定する額を減額した世帯 480円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 600円

第23条第3項中「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に、「被保険者均等割額)は」を「被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額)は」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（前3項に規定する額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項において同じ。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第7項、第8項及び第10項から第17項までの規定中「、第8条」の次に「、第9条の3」を加える。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条に1項を加える改正規定（ただし書に係る部分に限る。）、第23条第1項の改正規定（「(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」に係る部分に限る。）、同項第2号の改正規定（「305,000円」を「31万円」に改める部分に限る。）及び同項第3号の改正規定（「56万円」を「57万円」に改める部分に限る。）は、同日又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第 号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の刈谷市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

刈谷市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第 7 号

刈谷市介護保険条例の一部を改正する条例

刈谷市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 6 号ア中「及び附則第 1 0 条第 1 項」を「並びに附則第 1 0 条第 1 項、第 1 1 条及び第 1 2 条第 1 項」に改める。

附則第 1 0 条第 1 項中「又は」を「(以下「給与所得」という。)又は」に改める。

附則に次の 2 条を加える。

(令和 8 年度における保険料率の特例)

第 1 1 条 第 1 号被保険者（令和 8 年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和 8 年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第 2 9 4 条第 3 項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第 1 項において同じ。）のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が 5 5 1, 0 0 0 円以上 6 5 1, 0 0 0 円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 3 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 1 0 号ア、第 1 1 号ア、第 1 2 号ア、第 1 3 号ア、第 1 4 号ア、第 1 5 号ア及び第 1 6 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 9 2 条第 1 項第 1 3 号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 1 3 号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算した金額に令和 7 年中の同条第 1 項に規定する給与等の収入金額から 5 5 万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、」とする。

2 第 1 号被保険者のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者

(同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、)」とする。

- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、)」とする。

第12条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に

掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次に掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次に掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000

円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

刈谷市犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第 8 号

刈谷市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成 1 6 年法律第 1 6 1 号)に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の心に寄り添い、犯罪被害者等の権利利益の保護、受けた被害の回復又は軽減及び生活の再建を図るとともに、市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、加害者及びその関係者の不誠実な言動、周囲の者の理解又は配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷、報道機関による過剰な取材、マスメディアの報道等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、生活の平穏及びプライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (4) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。
- (5) 市民 市内に住所を有し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。
- (6) 関係機関等 国、愛知県、警察、犯罪被害者等の支援を行う団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行われ

なければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、社会において孤立することなく、犯罪被害者等の置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、二次被害及び再被害を生じさせることのないよう配慮するとともに、市、市民、事業者、関係機関等又はその他の地方公共団体が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分な配慮に努めなければならない。

2 市民は、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、二次被害が生ずることのないよう十分な配慮に努めなければならない。

2 事業者は、その雇用する犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分な配慮に努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(総合支援窓口の設置)

第7条 市は、犯罪被害者等の支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(相談及び情報の提供等)

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよ

う、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等及びその他の地方公共団体との連絡調整を行うものとする。

(経済的負担の軽減)

第9条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言、支援金の支給その他必要な支援を行うものとする。

(日常生活の支援)

第10条 市は、受けた被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うものとする。

(心身に受けた被害の回復又は軽減)

第11条 市は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の心身に受けた被害を回復し、又は軽減することができるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な支援を行うものとする。

(生活再建の支援)

第12条 市は、犯罪被害者等の日常生活及び社会生活の再建を図るため、居住支援、就労支援その他必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第13条 市は、市民及び事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、二次被害の発生の防止の重要性その他犯罪被害者等の支援に関する事項について理解を深めることができるよう広報及び啓発を行うものとする。

(人材の育成)

第14条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言その他の犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するために必要な施策を実施するものとする。

(意見の反映)

第15条 市は、犯罪被害者等の支援に関する施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を把握し、市の施策に反映させるよう努めるものとする。

(個人情報適切な管理)

第16条 市は、犯罪被害者等の支援における個人情報の保護の重要性を認識し、  
犯罪被害者等に係る個人情報を適切に管理するものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(刈谷市安全なまちづくり条例の一部改正)

2 刈谷市安全なまちづくり条例（平成22年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び犯罪被害者等に対する支援に関する事項」を削る。

第2条第3号を削る。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

刈谷市火入れに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市条例第 9 号

刈谷市火入れに関する条例の一部を改正する条例

刈谷市火入れに関する条例（昭和 6 2 年条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「すべて」を「全て」に改める。

第 1 1 条第 2 項中「堰」を「堰<sup>せき</sup>」に改める。

第 1 4 条第 1 項中「、異常乾燥注意報」を「若しくは乾燥注意報が発表された場合」に改め、同条第 2 項中「又は強風注意報、異常乾燥注意報若しくは」を「強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されたとき、又は」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

刈谷市長 稲 垣 武

#### 刈谷市条例第 1 0 号

刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例の一部を改正する条例

刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例（平成 2 2 年条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「以上又は」の次に「土地の埋立て等に係る土砂等が」を加え、「その区域に隣接又は近接する」を「当該事業区域の境界から 1 0 0 メートル以内の」に、「事業の土地の埋立て等に供する区域」を「事業区域の面積」に改める。

第 5 条第 1 項中「に現に居住する住民（以下「周辺住民」を「において現に居住し、又は事業を営む者（以下「周辺住民等」に、「土壌汚染」を「土壌の汚染」に改め、同条第 4 項中「汚染状態」を「汚染の状況」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 事業者は、当該土地の埋立て等が完了した後において、当該土地の埋立て等による土壌又は水質の汚染、災害の発生、廃棄物の混入が認められた場合は、その解決に当たらなければならない。

第 6 条第 2 項中「提供することのないよう努めなければ」を「提供しては」に改め、同条第 4 項中「前条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を加える。

第 8 条第 1 項第 1 号中「有害物質」を「土壌の有害物質」に、「第 2 1 条第 1 項において」を「以下」に、「状態」を「状況」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 市長は、前条第 1 項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

（1）第 1 0 条の規定による許可の取消しを受けた日から 3 年を経過していないとき。

（2）別に前条第 1 項の許可を受けている場合で、当該許可に係る土地の埋立て等について、第 2 3 条の規定による勧告又は第 2 4 条の規定による命令を受けており、かつ、必要な措置を完了していないとき。

（3）過去に 2 回以上第 2 3 条の規定による勧告又は第 2 4 条の規定による命令

を受けており、その最後の勧告又は命令を受けた日から1年を経過せず、かつ、当該勧告又は命令の前の勧告又は命令を受けた日から3年を経過していないとき。

- (4) 代表者又は役員が暴力団員（刈谷市暴力団排除条例（平成24年条例第8号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

第10条中「偽りその他不正な手段により」を「次の各号のいずれかに該当するときは、」に改め、「を受けたと認めるときは、当該許可」を削り、同条に次の各号を加える。

(1) 偽りその他不正な手段により当該許可を受けたと認めるとき。

(2) 第24条第1項又は第3項の規定による命令に従わないとき。

第11条第1項中「周辺住民」を「周辺住民等」に改め、同条第2項中「3分の2」を「3分の1」に、「周辺住民の世帯主」を「周辺住民等（当該事業区域の境界から100メートル以内の土地に係る世帯主及び事業所、店舗等の責任者に限る。）」に、「これに応じ」を「当該申出があった日から14日以内に説明会を開催し」に改め、同条に次の1項を加える。

3 事業者は、前2項の規定により説明会を開催するときは、開催の日の7日前までにその旨を隣接地権者等及び周辺住民等に書面により通知しなければならない。

第12条を次のように改める。

（帳簿の閲覧）

第12条 第7条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等が施行されている間、当該土地の埋立て等に係る第19条第1項の帳簿を周辺住民等の閲覧に供しなければならない。

第13条中「又は第9条第1項」及び「及び第19条の規定により地位を承継した者（以下「許可を受けた者等」という。）」を削る。

第14条を削り、第15条を第14条とする。

第16条第1項中「許可を受けた者等」を「第7条第1項の許可を受けた者」に改め、同条を第15条とする。

第17条第1項中「許可を受けた者等」を「第7条第1項の許可を受けた者」に

改め、同条を第16条とする。

第18条中「許可を受けた者等」を「第7条第1項の許可を受けた者」に改め、同条を第17条とする。

第19条第1項中「許可を受けた者等が」を「第7条第1項の許可を受けた者が」に、「又は許可を受けた者等」を「又は同項の許可を受けた者」に改め、「同意により」の次に「当該事業を」を加え、「その事業を承継した法人は、当該許可を受けた者等」を「当該事業を承継した法人（以下この項において「承継者」という。）は、当該許可を受けた者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、承継者が第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

第19条第2項中「許可を受けた者等」を「第7条第1項の許可を受けた者」に改め、同条を第18条とする。

第20条中「許可を受けた者等」を「第7条第1項の許可を受けた者」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第19条とする。

2 前項の帳簿は、当該許可に係る土地の埋立て等の完了後5年間保管をしなければならない。

第21条第1項中「許可を受けた者等」を「第7条第1項の許可を受けた者」に改め、同条第2項中「許可を受けた者等」を「第7条第1項の許可を受けた者」に、「水の水質検査」を「水の有害物質（排水に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。以下同じ。）による汚染の状況について検査」に改め、同条第3項中「許可を受けた者等」を「第7条第1項の許可を受けた者」に改め、同条を第20条とする。

第22条に次の1項を加え、同条を第21条とし、第23条を第22条とする。

2 事業者は、前項の規定により報告又は資料の提出を求められたときは、求められた日から14日以内に報告又は資料の提出をしなければならない。

第24条中「許可を受けた者等」を「第7条第1項の許可を受けた者」に改め、同条第13号中「第23条第1項」を「前条第1項」に改め、同号を同条第16号とし、同条第12号中「第22条」を「第21条」に改め、同号を同条第15号とし、同条第11号中「第21条」を「第20条」に改め、同号を同条第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 第20条第1項又は第2項の規定による報告により、土壌の有害物質又は水の有害物質による汚染の状況がそれぞれ規則で定める基準に適合しないと認めるとき。

第24条第10号中「第19条第2項」を「第18条第2項」に改め、同号を同条第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 第19条第1項の規定による帳簿への記載をしていないとき、又は同条第2項の規定による帳簿の保管をしていないとき。

第24条第9号中「第18条」を「第17条」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号中「第17条第1項」を「第16条第1項」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号中「第16条第1項」を「第15条第1項」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「第15条」を「第14条」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を削り、第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 第12条の規定による帳簿の閲覧を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第24条第2号を同条第3号とし、同条第1号中「第8条第3項」を「第8条第1項各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は同条第3項」に改め、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加え、同条を第23条とする。

(1) 第7条第2項の申請書及び同条第3項の規定により添付する書類の内容に従って土地の埋立て等を行っていないとき。

第25条第1項中「前条第1号又は第5号」を「前条」に改め、同条第3項中「許可を受けた者等」を「第7条第1項の許可を受けた者」に改め、同条を第24条とする。

第26条中「及び第2項」を「の規定による命令（第23条第1号、第2号又は第14号の規定に基づく勧告に係るものに限る。）又は同条第2項」に改め、同条を第25条とし、第27条を第26条とする。

第28条中「第25条」を「第24条」に改め、「命令」の次に「(第23条第3号から第13号まで、第15号又は第16号の規定に基づく勧告に係るものを除く。第30条第1項において同じ。)」を加え、同条を第27条とする。

第29条中「第25条第1項又は第2項」を「第24条」に改め、同条を第28条とし、第30条を第29条とする。

第31条第1項中「第25条」を「第24条」に改め、同条第2項中「第24条第11号」を「第24条第1項の規定による命令（第23条第13号）」に改め、「勧告」の次に「に係るものに限る。」を加え、同条第3項中「第24条第3号、第12号又は第13号」を「第24条第1項の規定による命令（第23条第4号、第15号又は第16号）」に改め、「勧告」の次に「に係るものに限る。」を加え、同条を第30条とし、第32条を第31条とする。

第33条中「第24条第2号、第4号又は第6号から第10号までのいずれか」を「第24条第1項の規定による命令（第23条第3号又は第5号から第12号まで）」に改め、「勧告」の次に「に係るものに限る。」を加え、同条を第32条とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に施行する土地の埋立て等について適用し、この条例の施行の際現に着手している土地の埋立て等については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に着手している土地の埋立て等について、この条例の施行の日以後に改正後の条例第3条の規定により刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例が適用されるものに事業区域が拡大されたときは、同日以後に拡大された事業区域については、前項の規定にかかわらず、改正後の条例の規定を適用する。

刈谷市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第 1 1 号

刈谷市下水道条例の一部を改正する条例

刈谷市下水道条例（昭和 6 3 年条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「（規則で定める軽微な工事を除く。）」を削り、「市が行う場合」を「次に掲げる工事」に改め、同項に次の各号を加える。

（1）市が行う工事

（2）規則で定める軽微な工事

（3）災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 7 条第 2 項に規定する管理者及び地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 7 条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この号において同じ。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

刈谷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月25日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市条例第12号

刈谷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

刈谷市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「1万円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号まで」を「433円を、第2号から第5号まで」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に、「11,300円」を「11,670円」に、「12,100円」を「12,500円」に、「9,700円」を「10,000円」に、「10,500円」を「10,840円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の刈谷市消防団員等公務災害補償条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

刈谷市水道給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市条例第 1 3 号

刈谷市水道給水条例の一部を改正する条例

刈谷市水道給水条例（平成 9 年条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第 3 条第 5 項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者が法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第 7 条第 2 項中「により、」を「により」に改め、「指定給水装置工事事業者」の次に「又は同項ただし書の管理者が必要があると認めるときにおける他の水道事業者若しくは他の水道事業者が法第 1 6 条の 2 第 1 項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者等」という。）」を加える。

第 8 条第 2 項及び第 3 3 条第 2 項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。